

【在留資格認定証明書を有する場合の査証】

2017年1月

A. この目的に当てはまるケース

在留資格認定証明書（在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」、「研修」、「留学」等）をもって日本に在留することを目的とする場合のことです。（ただし外交又は公用目的で在留するものの個人的使用人の場合を除く）

B. 提出書類

※ 各種提出書類の詳細は、当館 HP の「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

① フィリピン共和国パスポート

（注） ラミネートが剥がれているもの、署名のされていないもの、余白が2ページ以上ないものは受付できません。

② 査証（ビザ）申請書

（注） 大使館ホームページ、大使館入口、代理申請機関で入手できます。

③ 申請用写真 1 枚（4.5 cm×4.5 cm、上半身無帽、背景白）

（注） 申請書の所定の欄に糊づけしてください。

④ 在留資格認定証明書原本及び写し1部

〔在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」に該当する方は上記①～④に加え、次の書類も提出願います。〕

⑤ 出生証明書

（注 1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の出生証明書を一緒に提出して下さい。

（注 2） 出生届が遅延登録の方は別途「洗礼証明書」、「学校成績表（小学校又は高校、フォーム 137）」、「卒業アルバム（提出可能な方）を一緒に提出して下さい。

（注 3） 国家統計局（PSA）に記録が無い場合は、市町村役場発行の出生証明書とPSA発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

⑥ 婚姻証明書（既婚者のみ）

（注 1） 婚姻記録がPSAに無い場合は、市町村役場発行の婚姻証明書とPSA発行の無婚姻証明書を提出して下さい。

（注 2） ④及び⑤はPSA本部又は「Serbilis Outlet Center」で取得して下さい。いずれも発行から1年以内のものに限ります。